

年報第七集原稿募集

年報「村落社会研究」第七集の原稿を左記により公募します。
題目及び千字程度のレジュメをつけて事務局まで御申込み下さい。
一月中旬の編集委員会で選定し寄稿をお願いすることとなります。
申込〆切 昭和四六年一月十五日

(なお原稿は四〇〇字詰七〇枚程度で三月末日〆切)
なお大会で承認された「年報編集についての申合せ」を再掲し
ますので御参照下さい。

。年報編集についての申合せ

(一) 年報は村落社会に関する会員の研究成果を発表するもので
あり、総会において選ばれた編集委員会がその編集にあたる
ものとする。

(二) 年報には論説・研究ノート、資料、共同討議記録、研究動
向、その他の欄を設ける。論説は、特に編集委員会の定めた
場合をのぞき原則として、村落社会に関する実証的研究の結
果を中心とした論文とし、未発表のものにかぎる。

研究ノートは論説と同種のものほか、村落研究に関連し
た学説研究や研究状況の検討などを含む。

資料は、村落社会の実証的研究の成果のほか、村落社会に
関連する重要な文献資料の復刻などをも含む。

(三) 年報の執筆者は、編集委員会において選定委嘱するものと
する。論説、研究ノート、資料の執筆者は、本大会報告者、
研究会報告者および会員からの執筆希望者について総合的に
検討し決定する。特に必要のある場合には会員外に執筆を委
嘱することもできる。編集委員会は原則として、大会終了後
なるべく早い機会に翌年の年報の執筆者を決定するものとし、
大会終了までに執筆希望者を調査しておく。原稿の〆切、枚
数、体裁等については編集委員会が決定し、執筆者に通知す
る。

(四) 編集委員会は提出された原稿について、執筆者に対してそ

の内容および体裁に関して修正をもとめることができ、また
編集委員会がその掲載を不相当と認めるときは、掲載をこば
むことができる。提出された論文を、論説、研究ノート、資
料のいずれの欄に配当するかについても、編集委員会が決定
する。